

# 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：鹿児島県

農業委員会名：肝付町農業委員会

## I 法令事務(遊休農地に関する措置)

### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,873ha	22.1ha	0.8%
課 題	平坦地の遊休化している農地は、湿田、土地改良事業が行われていない生産性の低い農地が多い。山間部は、高山地区は地籍調査未了地があり、地番が特定できない場所がある。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案		遊休農地の解消面積 5 ha		
		目標案設定の考え方： 生産性の高いと思われる重点地域内の要活用農地の解消を目指す。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月～11月	31 人	11月～12月
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地域を定め、順次調査を行う。</li> <li>日常的な農地パトロールを行う。</li> <li>班編成を行い、調査する。</li> </ul>		
	遊休農地への指導	実施時期:1月～3月		

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

## II 促進等事務

### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	1,736戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	170戸	137経営	法人	団体
	農業生産法人数	19法人			
課 題	農家の高齢化や後継者不足により、地域の担い手が減少しており、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。高山地区の平地部は耕作条件は良いものの農業従事者の高齢化が進んでおり、認定農業者や農業生産法人を軸とした担い手の育成・確保を図る必要がある。 内之浦地区、山間部はほ場一筆の面積も小さく、若く意欲のある担い手が不足していることから、農作業受託による農地の集積や農業生産法人の育成が急務となっている。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	2経営	0法人	0団体
	目標案設定の考え方: 目標案設定の考え方: 20～30代の農業後継者の認定を促す。		
活動計画案	・地域の意欲のある農業者の情報収集を行い、農政部局と連携し、認定の推進活動を実施する(通年)。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるか

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2, 873ha	ha	%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。平地部については高齢者等労力不足農家が所有する農地を認定農家等担い手へ集積する。山間部は、遊休農地解消への取組(作付作物の検討等)と併せ、農作業委託や耕作放棄地解消事業の活用など利用権設定等を促進する。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 100 ha
	目標案設定の考え方: 高齢等による離農者の農地のあっせん強化を図る。
活動計画案	7月 早期水田を中心に、担い手への利用集積を図る。 11月 畑を中心に担い手への利用集積を図る。 1月 農業委員会だよりを発行し、農地の権利移動の制度等を周知する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2, 873ha	ha	%
課 題	・農業委員数の減少により、一人当たりの担う農地面積が増加している。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反し転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積                      ha
	目標案設定の考え方:
活動計画案	・日常的な農地パトロール, 農業委員会だより(1月発行)で啓蒙活動, など, 未然防止に努める。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。